

第5部 特定災害に対する応急対策

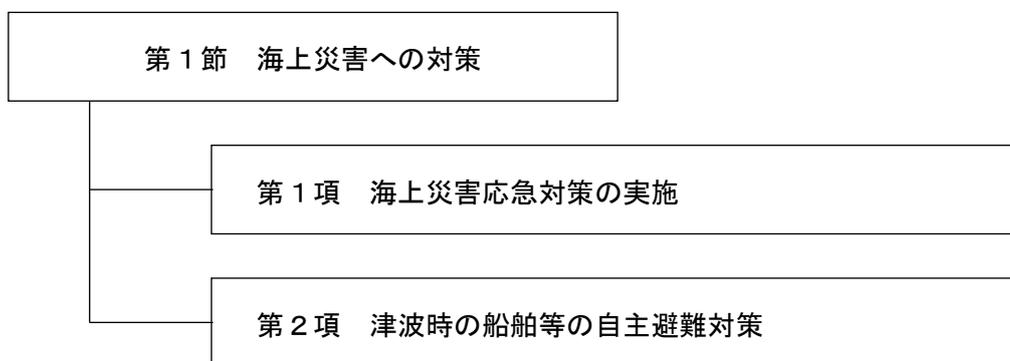
第1章 重大事故・特定災害

第1節 海上災害への対策

【主担当課等】

各班共通

町地先海域において、タンカー事故等による大量の油流失や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流失油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するため、町及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努めるものとします。



第1項 海上災害応急対策の実施

1 活動態勢の確立

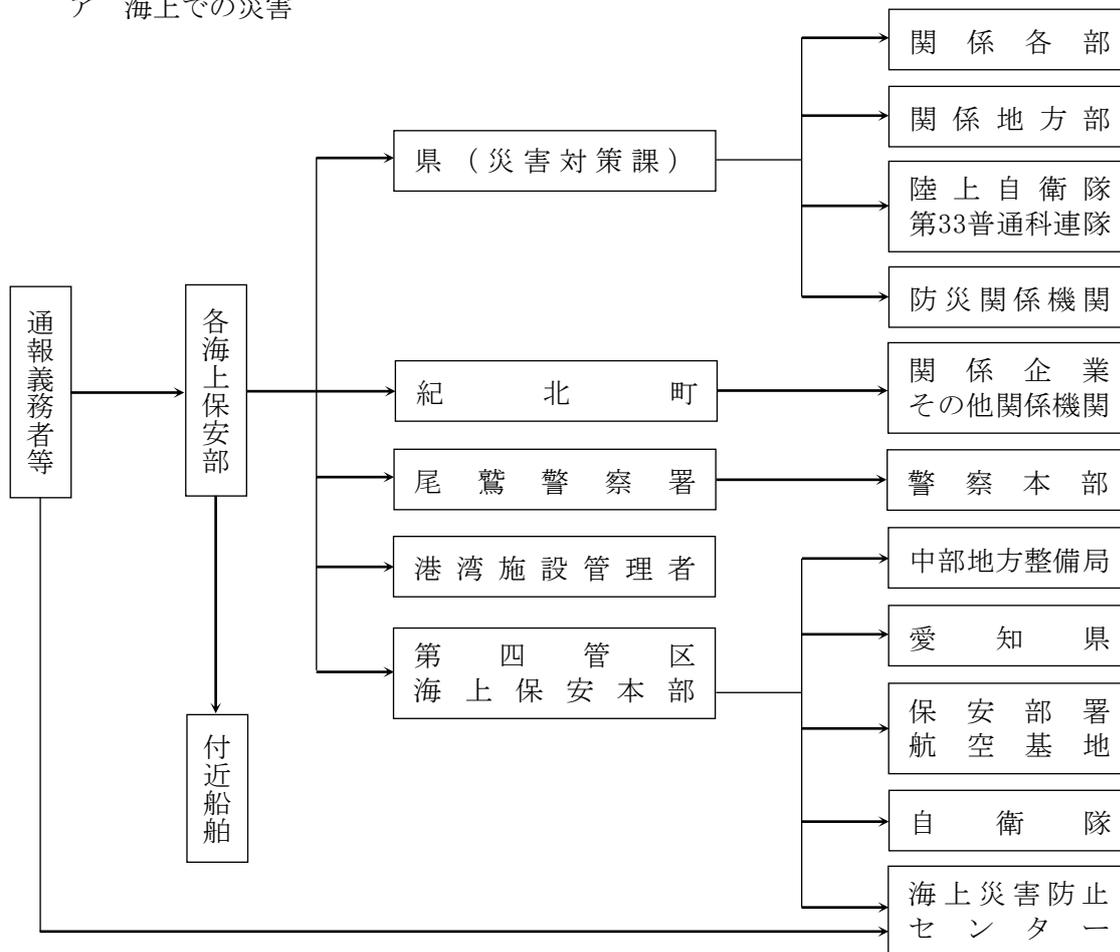
町は、町の周辺海域において、海上災害又は海難事故等が発生したことを覚知したときは、町災害対策本部を設置する等、必要な応急活動が実施できる態勢をとります。

風水害等対策2第1章第1節「活動態勢の整備」(P. 3-11)参照

2 情報の伝達

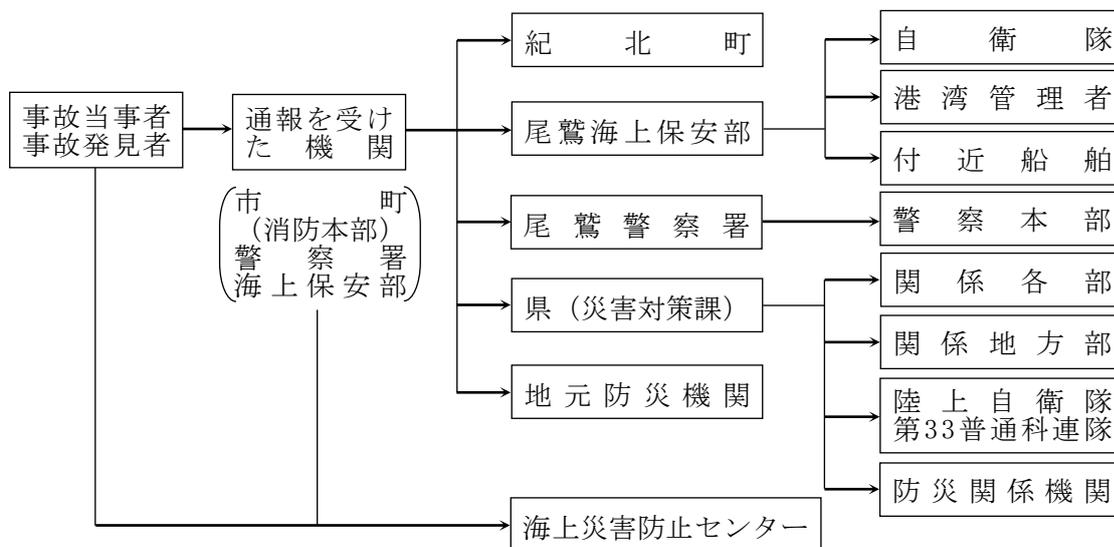
(1) 関係機関との連絡

ア 海上での災害



*海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動します。

イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めます。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
尾鷲海上保安部	無線通信・電話	付近船舶
放送局(NHK・民放)	ラジオ・テレビ放送	付近船舶
尾鷲海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶

イ 沿岸住民への周知

町及び防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めます。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
町(消防機関)	防災行政無線及び広報車からの放送等	(1) 事故の状況 (2) 防災活動の状況 (3) 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 (4) 避泊準備等一般的注意事項 (5) その他必要事項
尾鷲警察署	広報車からの放送等	
尾鷲海上保安部	巡視船艇からの放送	
放送局(NHK・民放)	テレビ・ラジオ放送	

3 応急対策活動

町及び防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施

するものとしします。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整及び統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

4 災害救助活動

町及び防災関係機関は、必要に応じ相互に協力して次により災害救助活動を実施します。

- (1) 流出油並びに火災対策
 - ア オイルフェンス展張による拡散防止
 - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
 - ウ 消火
 - エ 防災資機材の輸送
 - オ 人命の救助、救護
 - カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
 - キ 通信連絡
- (2) 高潮・津波対策
 - ア 船舶並びに沿岸住民の避難
 - イ 外洋における前進警戒
 - ウ 沿岸水防対策の実施
 - エ 気象情報の収集、連絡

5 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施します。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動については、尾鷲海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び町等がそれぞれ必要に応じ、必要な協力を行います。

なお、必要に応じ「流出油防除連絡調整会議」「尾鷲湾流出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図ります。

また県及び尾鷲海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を尾鷲海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議の上、設置するものとしします。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安部に設けられる連絡本部に包括されるものとしします。

連絡調整本部の設置場所は、尾鷲海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとしします。

(2) 防除活動の分担

ア 海上における防除活動の分担

(ア) 発災船舶等は、尾鷲海上保安部長への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施します。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼します。

(イ) 尾鷲海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行います。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとしします。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行います。

イ 陸上における防除活動の分担

- (ア) 三重紀北消防組合消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を尾鷲海上保安部長に連絡します。
- (イ) 尾鷲海上保安部長は、三重紀北消防組合消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行います。
- (3) 発災事業所、船舶等の措置
 - ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
 - イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
 - ウ 火気使用禁止措置
 - エ 事業所内での危険区域の設定
 - オ 住民に対する広報活動
 - カ 流出油の回収措置
 - キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
 - ク その他の災害の規模に応じた措置
- (4) 町の措置
 - ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
 - イ 災害情報の収集及び伝達
 - ウ 住民に対する広報
 - エ 防災資機材の調達搬入
 - オ 他市町に対する応援要請
 - カ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
 - キ その他の災害の規模に応じた措置
- (5) 県の措置
 - ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
 - イ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
 - ウ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
 - エ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
 - オ その他の災害の規模に応じた措置
- (6) 県警察の措置
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 危険区域内への立入禁止等
 - ウ 被災者の救助
 - エ 避難の指示及び誘導
 - オ 緊急通行車両の通行の確保
 - カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
 - キ その他の災害の規模に応じた措置
- (7) 三重紀北消防組合消防本部の措置
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 陸上での火気使用禁止措置
 - ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
 - エ 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
 - オ 尾鷲海上保安部との連絡調整
 - カ その他の災害の規模に応じた措置
- (8) 尾鷲海上保安部等の措置
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
 - ウ 船舶の渡航及び停泊禁止区域の設定及び警戒
 - エ 流出油の拡大防止措置
 - オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
 - カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
 - キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
 - ク 消防長との連絡調整

- ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
 - コ 協議会に対する協力要請
 - サ 自衛隊の災害派遣要請
 - シ その他の災害の規模に応じた措置
- (9) その他の防災関係機関
自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力します。

第2項 津波時の船舶等の自主避難対策

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波予報を受けた場合又は津波のおそれがある場合は、それぞれ船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、湾外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げなどを行います。地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに乗員は陸上の安全な場所に避難するなど人命を最優先にした必要な対策を速やかに行います。

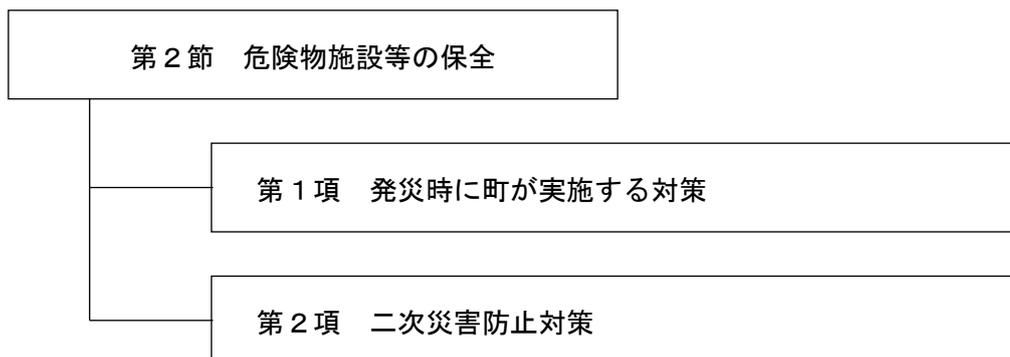
なお、津波注意報発表時における運航の判断は事業者が行います。

第2節 危険物施設等の保全

【主担当課等】

消防班、三重紀北消防組合

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害が発生したときは、施設管理者による応急対策とあわせて、町及び防災関係機関による応急対策により、二次災害を防止します。



第1項 発災時に町が実施する対策

1 使用停止命令等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができます。

2 応急措置態勢の確保

(1) 関係機関への通報及び応急措置体制の確立

危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、放射性物質等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を三重紀北消防組合に通報して出動を要請するとともに、尾鷲警察署及び県等の防災関係機関に通報します。

また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査します。

第2項 二次災害防止対策

1 ガス施設

(1) 事故発生時の通報等

ガス施設事業者等（ガス製造所、高圧ガスの販売所・貯蔵所等）は、事故が発生したときは、関係機関（県、町、三重紀北消防組合等）に通報し、町長は、次の緊急措置をとります。

ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）

イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）

ウ 物的応急公用負担行為の権限及び障害物除去等の権限（同法第64条）

(2) 二次災害防止対策

ア 住民の安全の確保

消防職員は、ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者等から通報を受けたときは、直ちに事故現場に出動し、ガス事業者等と連携をとりつつ防御活動を実施します。町は、互いに連携をとりながら、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保します。

イ 火気規制、立入規制

消防職員は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させます。

ウ 避難の指示及び場所

町長は、危険のおそれがある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導します。

2 毒物劇物施設

(1) 事故発生時の通報等

毒物劇物施設事業者等（毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者）は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生したときは、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を直ちにとるとともに、尾鷲保健所、尾鷲警察署又は紀伊長島、海山消防署に事故発生を届け出るものとします。（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

(2) 二次災害防止対策

町は、県及び警察等関係機関と協調し、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等の措置をとります。

3 火薬類保管施設

(1) 危険時の通報等

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は、事故防止対策を直ちにとり、遅滞なくその旨を警察官、海上保安官に届け出るとともに、消防署に通報します。（火薬類取締法第46条）

(2) 二次災害防止対策

危険が差し迫ったときは、本項1ガス施設（2）に準じた対策をとります。

4 放射性物質施設

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとします。

(1) 事故発生時の通報等

放射性物質施設事業者等（放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者）は、その所持する放射性物質の事故が発生したときは、速やかに次の機関に通報するものとします。

ア 尾鷲保健所

イ 尾鷲警察署

ウ 三重紀北消防組合（消防本部及び紀伊長島・海山消防署）

エ 紀北町役場

(2) 二次災害防止対策

事故発生の通報を受けたときは、尾鷲保健所及び尾鷲警察署等と相互に密接な連絡のもとに直ちに次の応急措置を実施します。

ア 住民に対する広報

イ 汚染区域の拡大防止措置

ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

エ 被爆者の救出及び救護

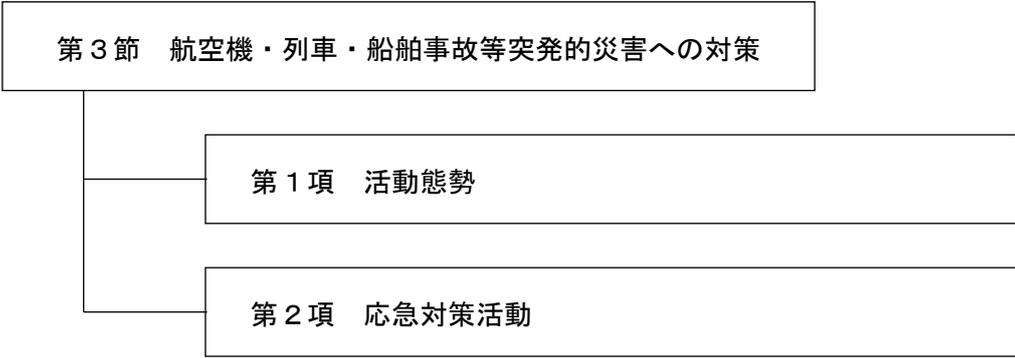
オ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

カ 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第3節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

【主担当課等】
本部事務局、消防班

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定めます。



第1項 活動態勢

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとします。

なお、詳細については、本計画によるものとしますが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとします。

また、町災害対策本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告します。

風水害等対策2第1章第1節「活動態勢の整備」（P. 3-11）参照

第2項 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施します。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施します。

なお、詳細については、本計画によるものとする。

1 被害情報収集・連絡活動

風水害等対策2第1章第6節「被害情報収集・連絡活動」（P. 3-38）参照

2 救助及び消防救急活動

風水害等対策2第2章第1節「救助及び消防救急活動」（P. 3-45）参照

3 医療・救護活動

風水害等対策2第2章第3節「医療・救護活動」（P. 3-53）参照

4 避難の指示等及び避難場所等の確保

風水害等対策2第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」(P. 3-59) 参照

5 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

風水害等対策2第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」(P. 3-26) 参照

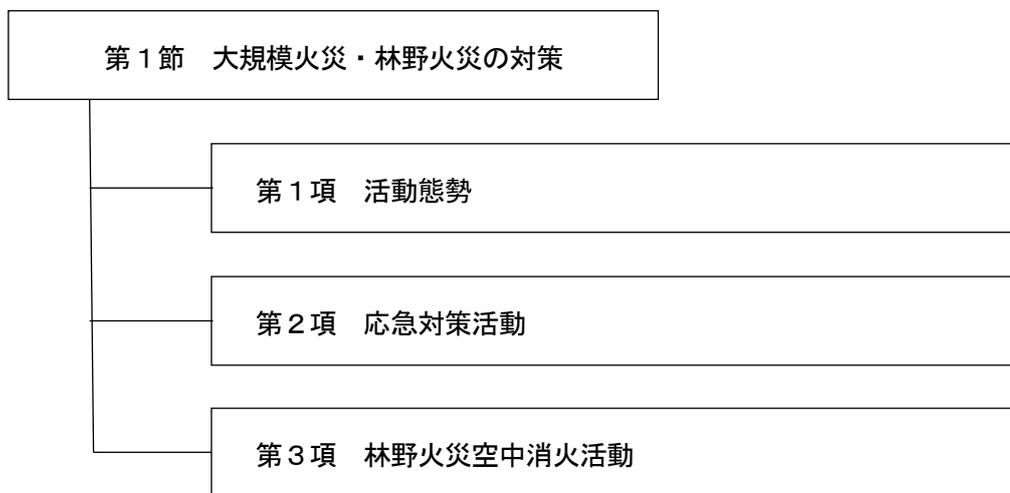
第2章 大規模火災対策

第1節 大規模火災・林野火災の対策

【主担当課等】

危機管理課

大規模火災・林野火災が発生した場合においては、被害の軽減を図るため広域協力活動体制をとり、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を防ぎます。



第1項 活動態勢

1 消防活動態勢

町及び三重紀北消防組合等の消防機関は、大規模火災や林野火災が発生したときは、これらの火災による被害の軽減を図るため、火災規模に対応し得る消防隊を編成し、重大な事態に至らない態勢をとり、万全を期します。

2 広域協力活動態勢

(1) 応援要請

町長等は、大規模災害、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県及び協定している他の市町等の長に対し応援要請を行います。

ア その災害が他の市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

エ 町長又は消防長が必要と認める場合

(2) 活動調整

町長等は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めます。

第2項 応急対策活動

1 応急対策活動の実施

大規模火災・林野火災が発生した場合は、第5部第1章第3節第2項「応急対策活動」に準じて必要な応急対策活動を実施します。

第5部第1章第3節第2項「応急対策活動」(P. 5-9) 参照

2 大規模林野火災におけるヘリコプターの活用

大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれがあるときは、町長は、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行います。

風水害等対策2第3章第5節「県防災ヘリコプターの活用」(P. 3-72) 参照

第3項 林野火災空中消火活動

1 空中消火の実施

町長等は、林野火災空中消火を実施するにあたって次の措置を行います。

(1) 初動体制の整備

ア 町長等は、紀北町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を県(災害対策課)に報告します。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定します。

空中消火基地のうち、離着陸場所(ヘリポート)の選定については、第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるとおりです。

風水害等対策2第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」(P. 3-26) 参照

ウ 火災現場付近の状況の把握

(ア) 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておきます。

(イ) 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておきます。

エ 資機材の確保

(ア) 他の自治体、関係機関の保存状況を把握し、補給できる体制を整えます。

(イ) 使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておきます。

オ 輸送手段の確立

(ア) 資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。

(イ) 陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとります。

(2) 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

(ア) 情報の総括

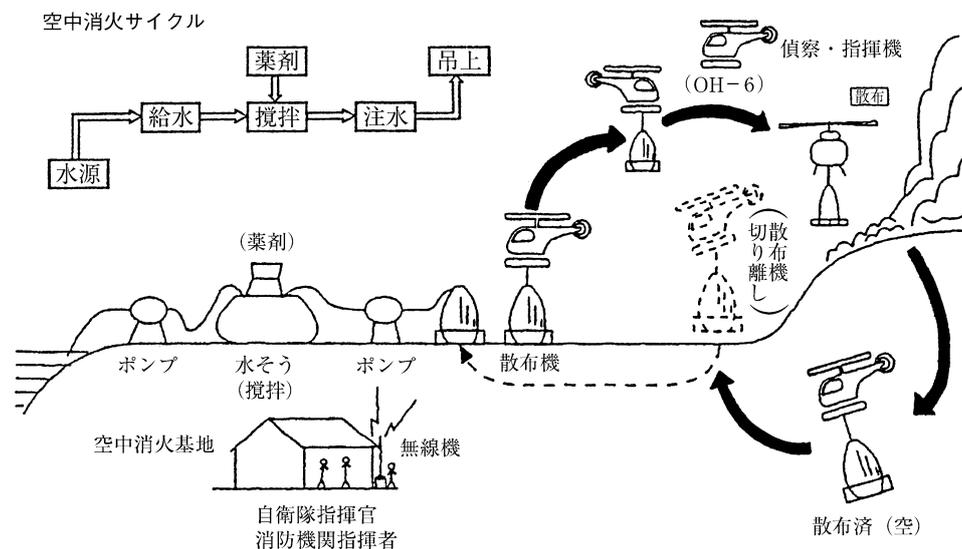
空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行います。

(イ) 空中・地上各消防隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行います。

イ 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をします。



(3) 派遣要請

ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの支援を要請することができます。

支援を要請する場合は第3章第5節「ヘリコプターの活用」の手続きにより行います。

風水害等対策2第3章第5節「県防災ヘリコプターの活用」(P. 3-72) 参照

(4) 報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(災害対策課)に報告します。

報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数(機種別)
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項